

議案第6号

水洗便所設備資金貸付基金条例に基づく貸付金に係る債権の
放棄について

水洗便所設備資金貸付基金条例に基づく貸付金に係る債権を、次の
とおり放棄する。

平成28年2月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

年 度	債権の種類	放 棄 する 債 権 の 額	件 数	理 由 等
昭和47年度	貸 付 金	34,043円	2件	民法第167条第1項に規定する消滅時効期間を経過したことの の
昭和48年度		89,190円	3件	
昭和49年度		1,268,137円	28件	
昭和50年度		959,649円	21件	
昭和51年度		769,222円	11件	
昭和52年度		1,317,162円	16件	
昭和53年度		643,718円	8件	
昭和54年度		87,824円	2件	
昭和55年度		382,246円	3件	
昭和57年度		769,612円	8件	
昭和58年度		794,241円	11件	
昭和59年度		1,702,866円	17件	
昭和60年度		581,852円	4件	
昭和61年度		1,263,359円	10件	
昭和62年度		2,176,948円	15件	
昭和63年度		601,389円	9件	
平成元年度		234,784円	2件	
平成2年度		25,264円	1件	
平成3年度		757,694円	5件	
平成10年度		108,022円	1件	
平成12年度	275,748円	1件		
平成13年度	617,205円	3件		
合 計		15,460,175円	181件	

放棄する貸付金に係る水洗便所設備資金貸付基金条例第5条に規定する利率（ただし、平成10年度以前は年6.5%とする。）に基づく債権放棄の日までの利子及び水洗便所設備資金貸付基金条例施行規則第8条第1項の規定に基づく債権放棄の日までの延滞金についても放棄する。